

「組合費裁判」 動労千葉の正当な反論を提起

日刊動労千葉

80.9.20
No. 538

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八(動力車会館)
(鉄電)二二五八・九・(公衆)三三三三・七二〇七

「本部」反動分子の排除の論理にもとづく 動労私物化・組合民主主義破壊を鋭く糾弾

第三回「組合費裁判」は、九月十八日、十六時より東京地裁において開かれた。
この第三回公判において、動労千葉弁護士団を先頭にわれわれは、動労「本部」側が前回行った釈明ならざる釈明に対し、正当な理路整然たる反論にもとづく「書面」を提出し、するどく動労「本部」側を追いこむ公判闘争をかちとった。

この間、動労「本部」反動分子が全国大会にみられる右翼路線と合理化屈服・卒先協力路線に対し、われわれは、動労千葉の闘う路線にますます自信と確信を深め、動労千葉つぶしのためにのみ権力(裁判所)に提起されたこの「組合費裁判」に勝利しよう。

「本部」のデタラメな主張に 真向から反論

「組合費裁判」は動労「本部」反動分子によって昨年七月「七八年十二月から七九年二月までの組合費約二九〇〇万余円が動労千葉地本から納入されていない。これは、千葉地本執行部が横領・ねこばしたものであり、返還せよ」との主旨の民事裁判として提起されたものである。

われわれは、このように動労千葉つぶしのためにのみ「本部」反動分子によって提起された「組合費裁判」第三回公判に、弁護士を先頭に各支部から四五名の傍聴動員をかちとり、動労「本部」を圧倒しつつ公判闘争を闘い抜いた。

公判に先立ち、十五時半より、東京弁護士会館において、全員で第三回公判について意志統一を行ない、弁護士より闘いのすすめ方と決意が明らかにされ、各支部からの代表者が傍聴として入廷。公判は、「本部」反動分子が提起した「組合費返還請求」の論拠としている点について、一つ一つ動労千葉が真向から反論する「準備書面」を提出し、弁護士から簡単な主旨説明が行なわれて終了した。

この動労千葉から提出した「準備書面」の内容は、①動労「本部」反動分子が一貫して動労千葉を排除の論理をもって組織破壊攻撃を行ない、組合民主主義を破壊し、動労の私物化を行なってきた点をすくなく糾弾し、②こうした状態のもとで組合費を中央本部に納入することは、自ら支払った組合費で自らの組織を破壊するという結果を生

じさせることとなり、極めて理不尽なことであり、動労千葉の行った行動が正当なものである。③さらに、「本部」側が「動労千葉地本執行委員個人」を相手どって「組合費を横領・ねこばしたから返せ」なる主張と要求は、労働組合の組織実態からして執行委員個人々々には、何ら責任がなく、全くデタラメであること。などの点について全面的に真向から反論を展開している。

右翼路線をもって動労の私物化を すすめる「本部」反動分子を一掃 しよう

この第三回公判において行なわれたわが動労千葉の正当かつ理路整然たる反論は、今後の「組合費裁判」の方向を大きく決定づけ、公判闘争の勝利にむかっただけの出発点となったのである。

「八〇年代は冬」の論理の下で右翼路線と暴力をもって動労の私物化を推進する「本部」反動分子のその反動性と反労働者性は、今日、全国の労働組合員の前にますます明らかとなっている。

全国大会における合理化屈服・日本共産党との「敵対」から「野合」への一八〇度の転換。全国各地における「本部」反動分子への不信と動揺。

われわれは、こうした「本部」反動分子と真向から対決し、「五五・一〇〜一〇・二一〜五六・三」を反合・三里塚ジェット闘争の爆発をかちとり、「本部」反動分子の一掃・動労大改革にむかって断固として闘い抜こう。